

IV 自然環境の保全と整備

1 国立公園の管理

(1) 上信越高原国立公園

上信越高原国立公園は、昭和 24 年 9 月 7 日に、浅間、菅平、志賀、草津の代表的な 4 つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の 4 地域に分け実施し、当初指定地域では「万座・草津・浅間」が平成 19 年に再検討が終了し、順次、「志賀高原」、「谷川・苗場」に着手することとし、「志賀高原」については、素案（事務所案）を作成しています。

「妙高・戸隠」地域は平成 14 年に第 3 回点検が終了し、5 年以上が経過したことから、第 4 回点検のための調査を行っています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園では、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）により、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、外来種対策事業、清掃活動事業を行いました。

他方、同公園では、多様な主体の参画による公園管理を実現するための、草津・万座・浅間地域において参加型管理運営体制検討調査業務を管理計画に反映させるため平成 19 年度から 20 年度にかけて行うとともに、国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成 20 年 3 月に NPO 法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定され、浅間地域で業務を実施しています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心に整備をしましたが、平成 18 年度から「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」においては山岳トイレ、「草津・万座・浅間」においては、本白根山の登山道、「妙高・戸隠」においては火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。

表 1 上信越高原国立公園における許認可等の件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行為の許可等の件数	40 件	43 件	48 件
事業の認可等の件数	117 件	84 件	71 件

表2 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成18年度	357,900	谷川三国線歩道（山岳トイレ）、苗場山登山線歩道、谷川岳野営場、ほか
平成19年度	187,300	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、鳥居峠四阿山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成20年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

〈平成21年度の施策〉

「志賀高原」の公園計画及び「妙高・戸隠」の公園計画については、それぞれ平成22年度春及び平成21年度秋の中央環境審議会に諮問をすべく素案（事務所案）を作成し関係行政機関との事前協議を進めます。

平成20年度に上信越高原国立公園（草津・万座・浅間）管理検討会において提案された管理計画については、パブリックコメント実施の上策定します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行うとともに、平成21年度から群馬県内の一部地域において法定受託事務の返戻があることから引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成21年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業、清掃活動事業、新たに火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成20年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き安全・安心、自然環境の保全に十分配慮し整備を行います。

（2）中部山岳国立公園

中部山岳国立公園は、昭和9年12月4日に指定されました。平成17年度に公園区域及び公園計画の見直し作業（第1回点検）を終了し、平成20年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画検討会を立ち上げ管理計画の策定を行っています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

平成16年度から一部観光バス乗り入れ規制を行い新たな局面を迎えた上高地の自動車利用適正化は、さらにインバウンドによる外国人利用者への対応及び上高地内における利用者と人慣れしたニホンザルに代表される野生動物との適正な関係の構築が求めら

れています。

同公園内の施設整備については、国立公園の保護及び適正な利用を図るため、集団施設地区の平湯、上高地、乗鞍及び立山において、安全・安心に配慮した整備を実施するとともに、平成 18 年度からは特に重要な路線の登山道について整備を開始しました。

表 3 中部山岳国立公園における許認可等の件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行為の許可等の件数	116 件	75 件	63 件
事業の認可等の件数	91 件	89 件	77 件

表 4 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 18 年度	184,800	立山槍ヶ岳線歩道、室堂園地、上高地園地、島々明神線歩道ほか
平成 19 年度	325,800	中俣長梅線歩道、室堂園地、島々明神線歩道、上高地園地、乗鞍高原園地ほか
平成 20 年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

〈平成 21 年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画は、平成 21 年度内に 2 回の管理計画検討会を開催し策定します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成 21 年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

さらに、人と地球にやさしく、安全・安心に配慮した集団施設地区を目指し、上高地、立山において園地整備を実施するとともに、上高地のシャトルバス入口に当たる沢渡地区において、観光バス乗り入れ規制に対応した整備を関係市と協力し実施し、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図ります。

(3) 白山国立公園

白山国立公園は、昭和 37 年 11 月 12 日に国立公園に指定されました。平成 15 年度から公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）に着手しました。平成 17 年 10 月以降、素案（事務所案）を基に関係行政機関との事前協議を進めています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や低地性植物の侵入防止対策等の外来種対策事業

等を行いました。

他方、同公園とその周辺地域の4県6市1村の関係者が地域や立場を越えて協議・連携・協働する組織として、平成19年1月に環白山保護利用管理協会を中部地方環境事務所が主体となって立ち上げました。さらには、この組織を含め多様な主体の参画による公園管理を実現するための、参加型管理運営体制検討調査業務を平成19年度から20年度にかけて行っています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、別当出合室堂線、別当出合弥陀ヶ原線及び白山南山稜線等の登山道整備を計画的に継続してきたほか、一部の園地整備を平成18年度及び20年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備としてのエントランス整備事業を平成19年度及び20年度に、それぞれ実施しました。

表5 白山国立公園における許認可等の件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行為の許可等の件数	30件	46件	47件
事業の認可等の件数	7件	3件	15件

表6 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成18年度	79,500	岩屋俣谷園地、加賀禪定道線歩道、別当出合室堂線歩道ほか
平成19年度	133,200	白山南山稜線歩道、別当出合弥陀ヶ原線歩道、エントランス整備ほか
平成20年度	108,000	白山大白川線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道、根倉谷園地ほか

※事業費については、石川県への施行委任事業分を含む

〈平成21年度の施策〉

公園計画については、平成21年度春の中央環境審議会に諮問し、答申を経て告示を行います。その後、速やかに白山国立公園の管理計画の改定作業に着手します。他方、国立公園総点検事業の一環として、同公園及びその周辺地域においても、新たな視点に基づく自然環境調査等と評価を行い、より良い公園のあり方について検討をします。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成21年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業として、ボランティア等も活用したオオバコ等の駆除や、人為的に持ち込まれたとされるコマクサ対策事業を実施します。これら事業実施及び公園の管理運営体制の構築にあたっては、引き続き環白山保護利用管理協会と連携をするとともに助言を実施します。

さらに、人と地球にやさしい集団施設地区を目指し、中宮温泉及び市ノ瀬ビジターセンターの改修を進めるとともに、引き続き白山登山利用の促進とその適正化を図るため、登山道整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、昭和 21 年 11 月 20 日に国立公園に指定されました。平成 16 年度から第 5 回点検に着手し、平成 18 年春の中央環境審議会の諮問・答申を経て、平成 18 年 8 月 1 日に公園計画が告示されました。告示を受け、平成 18 年 10 月から管理計画の改定作業に着手し、自然環境局長承認手続を進めています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、地域と協働により実施する公園内の清掃活動及び展望を阻害している樹木等の処理を行う景観回復事業のほか、希少な植物群落の保全を図るため、その脅威となっている外来種の駆除事業を行ってきました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、園地を含む横山集団施設地区を平成 18 年度及び 19 年度に、近畿自然歩道を平成 19 年度及び 20 年度にそれぞれ整備しました。

表 7 伊勢志摩国立公園における許認可等の件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行為の許可等の件数	126 件	122 件	141 件
事業の認可等の件数	17 件	18 件	9 件

表 8 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 18 年度	199,750	横山集団施設地区
平成 19 年度	101,600	横山集団施設地区、近畿自然歩道
平成 20 年度	16,500	近畿自然歩道

〈平成 21 年度の施策〉

公園計画については、次回点検に向けて情報収集等を実施します。管理計画については、引き続き環境省本省と調整し、管理計画書の作成（完成）を目指します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成 21 年度のグリーンワーカー事業では、これまで実施してきた清掃活動及び景観保全対策等を引き続き行うほか、国立公園クリーンアップ推進事業として、漂着ごみにより環境悪化が懸念されている海岸において自然環境の維持・回復を行うため、漂着ごみの回収処分を実施します。

さらに、人と地球にやさしい横山集団施設地区を目指し、横山ビジターセンターの改修を図るとともに、引き続き同公園内のエントランス整備事業を進めます。

2 自然とのふれあいの推進

上信越高原国立公園の「志賀高原」においては、信州大学志賀自然教育園との共催で

4月29日の「昭和の日」に自然観察会を開催しています。

また、伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町から成る伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会があり、同協議会が中心となって自然観察会等の自然ふれあい活動が実施されています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動が推進されてきましたが、中部地方環境事務所では白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成20年度からは白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を始めました。

これらの自然ふれあい行事は、特に、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しました。

また、平成18年11月に伊勢志摩国立公園指定60周年であることを機に、伊勢志摩国立公園において、「第48回自然公園大会」を開催しました。

白山、伊勢志摩国立公園を主な活動地域として登録している自然公園指導員の連絡調整を図るための連絡会議を開催し、利用者指導の充実を図りました。

また、上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢」の2地区でそれぞれ51人と35人、中部山岳国立公園の「上高地」で70人、伊勢志摩国立公園で48人、白山国立公園で46人のパークボランティアが登録されており、ボランティアに対する活動の支援を実施しました。特に、上信越高原国立公園の「妙高」及び白山国立公園のパークボランティアについては、平成20年度にパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行いました。

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を開催し、上信越高原国立公園の「万座」及び「戸隠」では雪上と湖の生態系に関する観察会を、中部山岳国立公園乗鞍岳の高山帯では外来種除去（セイヨウタンポポ）を、白山国立公園では動植物調査や登山道の美化清掃を、伊勢志摩国立公園では海を舞台に生き物観察会や海岸清掃等を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

また、9名のアクティブレンジャーが、国立公園内で行われている地元等主催の各種自然観察会において、講師として参加しました。

〈平成21年度の施策〉

前年度に引き続き、共催の自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図るとともに、特にパークボランティア運営基本計画を改定し、組織及び活動内容の見直しを行った「妙高」においてパークボランティアの強化を図ります。

また、特に「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置きながら、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会の一員として自然ふれあいの推進を行うほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

3 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として平成17年度から毎年実施している「エコツーリズム大賞」については、中部地方環境事務所管内から、株式会社ピッキオ（第1回大賞）、株式会社南信州観光公社（第1回優秀賞）、紀南ツアーデザインセンター（第1回特別賞）、加賀市観光協会・加賀市観光情報センター（第2回特別賞）、特定非営利活動法人信越トレイルクラブ（第2回特別賞、第4回優秀賞）、松本電気鉄道株式会社・濃飛乗合自動車株式会社（第2回特別賞）、海島遊民くらぶ・有限会社オズ（第2回特別賞、第3回優秀賞）、いしかわ自然学校（第3回優秀賞）、高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森（第3回特別賞）が受賞し、これらを先進的な取組として、ホームページやメールマガジン等でその取組を発信しました。

また、「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）、観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

さらに、平成20年4月に「エコツーリズム推進法」が施行され、同年6月に同法の基本方針が閣議決定されたことを受け、同法の枠組みを活用したエコツーリズムの推進を図るため、地方公共団体や観光事業者の皆様等を対象とした説明会「エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会」を平成20年7月に長野県長野市で、「エコツーリズム推進法中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～」を平成21年2月に三重県鳥羽市で開催しました。

平成20年6月には、長野県茅野市が「茅野エコツーリズム協議会」を設立し、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想を作成することが協議会で確認されました。

また、エコツーリズムに関する中部地方の自然環境の特性に合ったエコツアープログラムの開発等を含むモデル的な事業を実施することにより、エコツーリズムに取り組む事業者の支援を行い、エコツアーの質の向上に努めました。例えば、伊勢志摩国立公園は、環境省本省が実施した平成18年度エコツーリズム推進方策調査事業のうちエコツーリズム国立公園内推進調査の対象となり、志摩地域におけるエコツーリズム推進方策について検討に協力しました。平成19年3月には三重県鳥羽市においてエコツーリズムシンポジウム「エコツーリズムで地域が変わる」を開催し、一般市民へのエコツーリズムの認知度の向上を図りました。平成20年度は岐阜県白川郷において、地域に伝承されてきた和蠟燭づくりを一般の人にもエコツアーとして楽しめるようにプログラム化し、冬期間に雪に閉ざされる中部地方北部でも実施可能なエコツアーとして、その手法を中部地方北部のエコツアー事業者提供しました。

〈平成 21 年度の施策〉

長野県茅野市において「エコツーリズム推進法」に基づく協議会が設置され、また、三重県鳥羽市において同法に基づく協議会の立上げが検討されていることから、これを積極的に支援することを通じて、中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。

「エコツーリズム推進法」を踏まえ、石川県加賀市等エコツーリズムに関心を有する市町村に対して必要な助言を行うほか、様々な場面を通じてエコツーリズムの取組の利点についての普及啓発を行います。

4 その他

(1) 自然再生

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

平成 20 年度には、「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。また、同協議会に属する 3 作業部会の 1 つである「“彩り空間”形成・施設整備部会」の部会長の任に長野自然環境事務所が当たり、同部会において、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

また、同じ八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原においても、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が平成 16 年 5 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

上信越高原国立公園菅平地区において、地域の有志が菅平の景観再生を検討しており、地域の要請により自然再生の考え方や全国各地の取組状況等について情報提供をしました。

伊勢志摩国立公園内の英虞湾では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しています。それに伴い志摩市では、英虞湾の自然を再生するため、英虞湾自然再生協議会（会長：前川行幸氏（三重大学大学院生物資源学研究科教授））が平成 20 年 3 月に設立され、これまでに 5 回の協議会が開催されました。協議会では貧酸素水塊注意報の発令、海健康診断等について検討・議論が行われており、中部地方環境事務所はオブザーバーとして協議会に参加しています。

平成 19 年度には自然再生活動推進費を活用し、英虞湾及びその周辺に係る基礎情報等の収集・整理、広報普及パンフレット原稿及び広報普及映像の作成を行ったほか、水辺環境保全活動推進費を活用し「小学生英虞湾水質調査」を行いました。

自然再生協議会の設立が検討されている福井県三方五湖においては、福井県との協働の下で平成 20 年度には自然再生活動推進費を活用し、自然再生パンフレット作成を行い

ました。

〈平成 21 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 20 年度に引き続き「地方の元気再生事業」を希望しており、事業が採択され、同事業に最も関係する省庁が環境省となった場合は積極的に協力します。

また、自然再生情報連絡会議（西日本）に参加し、全国の自然再生に係る情報把握を行います。英真湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて、助言・情報提供を行います。三方五湖については、福井県との協働体制の下、自然環境の保全と再生に関する普及啓発に取り組みます。

新たに自然再生協議会の設立する地域がある場合も、必要に応じて、助言・情報提供を行っていきます。

さらに、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議を開催し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図ることにします。

（２）生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）及び同条約カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議が愛知県名古屋市で開催されることが、平成 20 年 5 月に決定しました。これを受け、中部地方環境事務所では COP10 の開催を契機に、中部地方の NGO、企業、地方公共団体等様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組が更に進むことを目指して、生物多様性を社会に浸透させる等様々な取組を行うこととしています。

これまで、地元による COP10 誘致及び誘致決定後の開催準備活動に対応するため、生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致委員会及び誘致構想策定委員会（平成 19 年～平成 20 年 6 月）に参画（平成 19 年 5 月 22 日の国際生物多様性の日のイベントへの出展を含む。）したほか、同支援実行委員会・幹事会（平成 20 年 6 月～）等に参画して適宜助言を行いました。

平成 20 年度から開始された環境省の生物多様性保全推進支援事業については、中部地方環境事務所管内からは「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」（石川県）、「かが里山イヌワシの森再生事業」（石川県加賀市）、「中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業」（福井県敦賀市）、「千曲市生物多様性保全事業」（長野県千曲市）、「富士見町アツモリソウの里環境保全事業」（長野県富士見町）、「東三河生物多様性保全事業」（愛知県）、「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」（名古屋市）が採択されており、これらの状況について確認を行いました。

中部地方環境事務所独自の COP10 に向けた対応としては、平成 20 年度には所内勉強会を 6 回開催し、生物多様性条約及び生物多様性の保全と持続可能な利用についての理解を深めました。

また、中部地方環境事務所ホームページの中に「生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催に向けて」というページを作成し、中部地方の生物多様性に関する動きを集約して

発信することとしています。

さらに、これらの成果を踏まえ、生物多様性を分かりやすく身近なものとして感じてもらうためのパンフレットや教材を作成し、平成 21 年度以降活用することとしています。

〈平成 21 年度の施策〉

中部地方環境事務所の役割である中部地方の N G O、企業、地方公共団体等様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組が更に進むことを目指して、生物多様性を社会に浸透させるとの観点に立ち、引き続き環境省本省や C O P 10 支援実行委員会と連携しながら C O P 10 に向けて開催される関連イベント等を含めて対応を行うほか、地域の様々な取組についてのフォローを行います。

生物多様性保全推進支援事業については、平成 21 年度新規事業として「アルゼンチンアリ防除事業」（愛知県田原市）が新規の案件として採択されたので、平成 20 年度に採択された 7 件とともに必要な助言や指導を行います。

中部地方環境事務所独自の取組としては、引き続きホームページを活用した情報発信を行うほか、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を普及啓発するためのワークショップを N G O と連携して開催するとともに、平成 21 年 6 月に環境省本省において策定が予定されている生物多様性地域戦略ガイドラインや生物多様性企業ガイドラインを中部地方に浸透させるためのセミナーを開催します。

自然環境の保全と整備関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度	
			長野		長野
(1) 国立公園の保全・整備					
①	公園計画の点検・見直し	3	2	4	2
②	公園事業の決定・変更・廃止	2	2	120	120
③	公園内直轄整備状況(発注件数)	56	36	42	29
④	公園内巡視・調査	204	36	314	150
⑤	公園事業承認・届出	194	173	172	148
⑥	公園事業事前指導	352	268	234	148
⑦	行為許可・届出	291	123	299	111
⑧	行為許可事前指導	678	197	736	210
⑨	グリーンワーカー事業(事業件数)	48	40	46	40
⑩	公園管理計画の改訂	2	2	0	0
⑪	管理計画の作成・見直し	2	2	3	2
⑫	公園内直轄施設維持管理(発注件数)	14	14	29	22
(2) 森林・緑地の保全等関係機関との調整					
①	関係行政機関との協議、連絡会議等	153	83	154	94
	A. 関係行政機関との協議	85	60	89	70
	B. 地方連絡会議等	48	3	35	3
	C. 各種行事出席	44	20	44	18
(3) 自然とのふれあい施策					
①	自然ふれあい行事の実施	251	110	133	73
②	自然ふれあい行事の参加者	3,744	1,775	2,944	1,684
③	子どもパークレンジャー	27	4	15	3
④	エコツーリズム普及等事業	0	0	10	1
⑤	パークボランティア研修会	5	3	4	3
⑥	自然公園指導員連絡会議・研修会	4	3	2	0
⑦	自然公園大会	0	0	0	0
⑧	自然ふれあい行事への参加	2	2	2	2
⑨	里地里山保全関係	7	0	9	0
⑩	生物多様性保全関係	29	0	151	0
(4) 国有財産(環境省所管)の管理					
①	土地、施設の使用許可・更新、測量・登記業務	91	91	187	187
	A. 土地、施設の使用許可	5	2	106	106
	B. 土地、施設の使用許可内容更新手続	2	2	3	3
	C. 土地、施設の使用許可地の返地手続	1	1	0	0
	D. 土地、施設の使用許可に係る債権発生通知事務	72	68	79	75
	E. 国有財産の用途廃止	3	3	3	3
	F. 国有財産の取扱及び事務処理上の指導事務	15	15	0	0
	G. 所管地境界確定測量業務(打合せを含む)	0	0	0	0
	H. 所管地登記事務	0	0	0	0
	I. 施設整備に伴う補償関係業務	0	0	0	0
(5) 自然再生推進法関連					
①	自然再生協議会の開催等	0	0	3	3
	A. 自然再生協議会の開催等	0	0	0	0
	B. 地元との調整	0	0	3	3
	C. 事業進捗状況の確認	0	0	0	0

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。